社労士 ふ く し ま 月間情報 No.178

2012.5 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　副会長　菅野　隆
http://www.fukushima-sr.com/
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P１　県会情報　・総会日程のご案内
・研修会の予定
・年金・労働総合相談所
P2　連合会情報　・社労士政策モニター
・JIRRA 実施「個別労働紛争解決研修（平成 24 年度・基礎研修）」
P2　関係機関だより　・福島労働局・厚生労働省
～3　・独立行政法人勤労者退職金共済機構
・協会けんぽ
・社会保険ふくしま
P3～ 事務局だより
P５～　理事会報告

1. 会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会及び電子申請研修会の開催について（P7～8）

申込締切日　6 月 5 日（火）

県　会　情　報

１．　総会のご案内

平成 24 年度の総会の日程についてお知らせいたします。

日　時　　平成 24 年 6 月 12 日（火）午後 1 時～

場　所　　スパリゾート　ハワイアンズ（いわき市）

後日開催通知、議案書等を送付いたします。

2.　研修会の予定

6月18日（月）コラッセふくしま	電子申請研修会	10：00～12：00	ソフトメーカーによるデモンストレーション 離職票を伴う資格喪失、電子認証局の切替について、モニターの体験発表等	
	年金・労働総合相談所研修会	12：45～17：00	『年金研修』	社会保険労務士 三宅明彦氏（東京会）
			『パワーハラスメントへの対応』	職場のハラスメント研究所 所長　金子雅臣氏

参加希望する方は開催案内をご覧のうえ「参加申込書」（P8）にて **6 月 5 日（火）まで**にお申込ください。

２．　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(4 月)	1 件	1 件	2 件	2 件
4/25(水)	1 件	1 件	2 件	2 件
今年度実績	1 件	1 件	2 件	2 件
総計	H15.6～24.4　123 件		19.7～24.4　78 件	

相談員　北目純子／大原百合
【次回相談日】　5月23日(水)　相談員　滝川洋子／菱沼直子

連合会情報

１．　社労士政策モニター募集中（P9～）

２．　日本労使関係研究協会（JIRRA）が実施する「個別労働紛争解決研修（平成24 年度・基礎研修)」について

日本労使関係研究協会（JIRRA）が、年々増加する個別労働関係紛争について、実情に即し適切かつ迅速な解決を図るために、労使間での自主的解決を促す人材を育成することを主眼とした「個別労働紛争解決研修」を実施します。
詳細につきましては、日本労使関係研究協会（JIRRA）HP をご覧ください。

http://www.jirra.org/index.html

関係機関だより

1. 平成24年度労働保険の年度更新・・・福島労働局

労働保険の年度更新の申告・納付手続は 7 月 10 日 までにお願いします。

2. 雇用促進税制について・・・厚生労働省

雇用促進税制とは、前年より従業員を一定以上増やす等の用件を満たした事業主が、法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。 適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要です。

【ポイント】
○雇用促進税制の適用を受けるためには次の手続きが必要です。
①雇用促進計画をハローワークに提出
→事業年度開始後２ヶ月以内

②雇用促進計画の達成状況について、各都道府県労働局（または、ハローワーク）の確認を受ける。
→事業年度２ヶ月以内（個人事業主は３月１５日まで）
〇雇用促進計画は、本社・本店が、すべての雇用保険適用事業所分（連結納税制度を適用している法人の場合は、連結 子法人を含む）をまとめて、納税地を管轄するハローワークに提出してください。
〇次の場合は、雇用促進税制の対象となりません。
・適用年度とその前事業年度に事業主都合の離職があった場合
・適用年度に一定の雇用増加がない場合　など
※本手続は雇用対策法施行規則附則第８条に基づくものであることから、 雇用促進計画様式には社会保険労務士の記名押印欄が設けられています。
詳細は下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

3.　【訂正のお知らせ】独立行政法人勤労者退職金共済機構の電話番号について

月間情報４月号にて、新住所ならびに新電話番号のご案内をいたしましたが、この度、中小企業退職金共済事業本部より、誤った電話番号をお知らせした旨、 お詫びと訂正の連絡がありましたので、次の通り訂正させていただきます。

正）03-6907-1234
誤）　03-6709-1234

4.　月刊健宝、メールマガジン配信

協会けんぽ福島支部では、毎月「月刊健宝」を発行しており、健康保険制度のタイムリーな情報をお伝えしております。協会けんぽHP　福島支部　広報紙「月刊健宝」のページをご覧ください。http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,78,493.html

5.　社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

４月１日～30日　総アクセス数 800　（内訳：新規　382 リピーター　418）

※　会費納入のお願い

平成24年度会費等について、納入期限が**４月30日（月）**になっております。
お忘れの方は至急納入くださるようお願いいたします。

会務報告及び予定

4月　　4日　年金労働相談所第2回正副所長会議、第8回常任理事会（事務局）
　　10日　経営労務監査推進特別委員会（事務局）

16日　第3回総務委員会（事務局）
17日　監査（事務局）
19日　第9回常任理事会（事務局）
20日　福島支部総会（事務局）、郡山支部総会（ホテルハマツ）
24日　第8回理事会（福島テルサ）
25日　第108回年金・労働総合相談所（事務局）
27日　第３回街角の年金相談センター運営部長会議（東京会館）
27日　いわき支部、相馬支部総会
5月　11日　中小企業支援事業推進委員会及び研修会（事務局）
15日　経営労務監査推進特別委員会（事務局）
15日　震災遺児等支援事業に関する会議（福島グリーンパレス）
18日　福島県土地家屋調査士会総会（ホテルサンルート白河）
23日　第109回年金・労働総合相談所（事務局）
25日　福島県行政書士会総会（ホテルサンルート白河）
26日　福島県司法書士会総会（ホテルサンルート白河）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	4/15 付 勤務	ｼﾏﾇｷ ﾁｶ 島貫千佳	協同組合福島中小企業労務協会 福島市八木田字並柳 132-3 TEL 024-539-8666 FAX 024-539-6665
	いわき	5/1 付 開業	ｽｽﾞｷ ﾏｲｺ 鈴木麻衣子	社労士事務所人材マネジメント・オフィス Rinen いわき市平字田町 120LATOV6 階 M4 TEL 0246-38-9801 FAX 0246-38-9802
【付記】	いわき	P16	猪狩幹夫	特定社会保険労務士（5/1 付）
	相馬	P19	草野有道	特定社会保険労務士（4/15 付）
	白河	P20	葛西美奈子	特定社会保険労務士（4/15 付）
【変更】	郡山		渡部裕之	事務所 TEL/FAX：024-983-0945
		P22	本庄松雄	連絡先：郡山市開成二丁目 37-24 サンデュエル開成山公園 703
	会津	P14	田中　理	事務所所在地：会津若松市町北町大字上荒久田字石尻 175-6
	いわき	P17	篠木健一	連絡先：郡山市水門町 122 ニューシティ柳沼 A201

政連だより

会費納入のお願い

平成24年度会費について、納入期限が**4月30日（月）**になっております。
お忘れの方は至急納入くださるようお願いいたします。

第8回　理　事　会　報　告

日　時　平成24年4月24日（火）11：00～16：50
場　所　福島テルサ（福島市）
出席者　理事17名、監事2名、顧問2名
　　鈴木会長、金子・菅野・冨田・宍戸副会長、草野・武田常任理事、
　　佐藤・久井・大原・齋藤・星・馬場・箱崎・中目・蓬田・長倉理事
　　立島・川村監事、佐藤・木村顧問
欠席者　1名　菱沼理事

報告事項　省略

審議事項

１．　平成23年度事業報告及び決算について

(1)　事業報告書及び決算について

事業報告については、１年間の事業並びに各理事担当の事業の内容について説明を受け確認。監事より 4 月 17 日実施した監査の結果について報告された。

(2)　委託事業の精算（決算）報告について

試験事務、街角の年金相談センター、中小企業相談支援事業、労働条件審査・診断事業、福島県震災遺児等家庭相談支援事業等各事業の精算（決算）について確認した。福島県震災遺児等家庭相談支援事業については、今後も手続きを行った分の年金証書等を相談者に渡し説明するなど、事業期間以降の書類のやり取り、証書等の訪問説明などフォロー等の活動費が県から認められ、それらも含めて承認した。

(3)　その他～略

２．　平成 24 年度定時総会について

(1)　定時総会の日時等について

日　時　平成 24 年６月 12 日（火）　13：00 開始
場　所　いわき市常磐「スパリゾート　ハワイアンズ」

(2)　24 年度事業計画（案）及び予算案について

震災、原発事故等による被災者と中小企業の支援を引き続き行うこと、研修会の充実と参加率の向上、経営労務監査、労働条件審査等の自治体や事業団体等への働きかけと取り組み、ＡＤＲの実績向上と広報の強化、街角の年金相談センターが県民の身近な相談センターとして内容とサービス及び相談実績の向上、社労士相談員の養成、成年後見制度への取り組み、電子申請の利用促進等々の事業計画（案）について決定、並びに裏付けとなる予算（案）についての決定。

(3)　会則一部改正（案）について

連合会の電子申請認証局の業務移行により認証局に関連する事務の一部を削除することについて提案する。

(4)　**諸規程一部改正（案）について**

事務局の職務給与規程、退職金規程についての扱いは理事会の事項であり、また労働諸法令の改正に速やかに対応できるようにするため細則とし、そのことについて提案する。

(5)　**総会日程等について**

総会の次第等スケジュール、招待者、表彰者、役割分担等々を決めた。

３．　第８回特別研修の日程・体制等について

第８回特別研修について、例年どおり秋季の土日祝日に開催し、理事が総括・実施責任者として実施することを確認した。

４．　平成 24 年度委託事業について

街角の年金相談センター福島、県社協の労働条件審査・診断事業、中小企業支援事業（福島県最低賃金総合相談支援センター）、年金相談窓口等の運営業務（東北福島、郡山、平年金事務所の社労士相談員の派遣）等を実施することを確認した。

５．　その他

略

福島社発第　　２８　号
平成２４年　５月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　鈴　木　健　夫

会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会及び
電子申請研修会の開催について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より当会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記研修会を下記要領により開催することといたしました。
ついては、ご多用中とは存じますが、万障繰り合わせのうえご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

１．日　　時　　平成 24 年 6 月 18 日（月）　　10：00～17：00

＜電子申請研修会＞

受　　付	9：30～
会長挨拶	10：00～10：10
研 修 会	10：10～12：00

＜年金・労働総合相談所研修会＞

受　　付	12：15～
会長挨拶	12：45～12：50
研 修 会	12：50～17：00

２．場　　所　　コラッセふくしま　5F　研修室
（福島市三河南町 1-20　　TEL：024-525-4089）

３．対 象 者　　会　員（会員事務所職員の参加はできません）
電子申請研修会は、会員事務所職員の参加も可能です。

４．内　　容

＜電子申請研修会＞

10：00～10：10	会長あいさつ
10：10～11：00	ソフトメーカーによるデモンストレーション（2 社　各 25 分）
11：10～11：40	離職票を伴う資格喪失・電子認証局の切り替えについて
11：40～11：50	モニターの体験発表
11：50～12：00	電子化推進特別委員長あいさつ

＜会員並びに年金・労働総合相談所相談員研修会＞

12：45～12：50	会長あいさつ
12：50～14：50	年金研修

〇障害年金加算の改正について
〇平成 24 年年金改正について
・「社会保障・税一体改革」における年金関連項目内容
・新年金制度（最低保障年金と所得比例年金）の見通し試算等

・平成 24 年 4 月からの年金額改定、特例水準解消による 10 月からの年金額改定

〇その他の最新年金情報

講師　　社会保険労務士　三宅明彦　氏（東京会）

15：00～17：00　「パワーハラスメントへの対応」

講師　　職場のハラスメント研究所　所長　金子雅臣　氏

5．申込方法　　準備の都合がありますので、参加される方は必ず裏面の「参加申込書」により 6 月 5 日（火）まで事務局にお申込みください。

6．費　　用　　参 加 費　3,000 円

（当日、会場で申し受けます。釣銭のないようご準備ください。）

7．そ の 他　　昼食は各自ご準備ください。

会場ご案内図

● JR福島駅西口より徒歩3分　　東北自動車道福島西IC、飯坂ICから車で約15分

● 駐車場　コラッセふくしま有料駐車場　100 台（30 分まで無料、以降 30 分毎 100 円）。
近隣に有料駐車場（民間）あり（30 分 100 円～150 円）

●コラッセ周辺拡大案内

締切　6 月 5 日（火）

福島県社会保険労務士会行（FAX：024-534-5432　e-mail：fukusha@green.ocn.ne.jp）

電子申請研修会及び年金・労働総合相談所研修会参加申込書

平成 24 年　　月　　日

6 月 18 日（月）開催の

☐ 電子申請研修会に

＿＿＿＿人（＿＿＿＿＿＿＿＿・＿＿＿＿＿＿＿＿）参加します。

☐ 年金・労働総合相談所研修会に参加します。

＿＿＿＿＿支部　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「社労士政策モニター」募集中

～社労士制度の充実・発展に向けて、皆さまの声をお聞かせ下さい～

社会保険労務士総合研究機構（社労士総研）では、平成19年の創設以来「社労士制度の充実・発展に向けた研究」として各種プロジェクトを進めてきましたが、平成24年度から、社労士の皆さまの業務実態や意識、あるいは顧問先である中小企業等の動向に関するデータを収集、分析し、今後の社労士業務の方向性や社労士像を描き出すための調査事業を実施します。

この調査事業は、連合会の政策がより会員の皆さまの実態に沿った実効性の高いものとしていくために活用されることが期待されますが、そのためには、社労士総研がタイムリーに、より多くの皆さまのご意見・情報を集めることが大変重要になります。

そこで、各種の調査に、より多くの皆さまのご意見・情報を集める仕組みとして「社労士政策モニター制度」を創設することといたしました。

つきましては、以下のとおり「社労士政策モニター」を募集いたしますので、社労士制度の充実・発展のため、お一人でも多くの皆さまにご登録いただきますようお願い申し上げます。

社労士政策モニターのポイント

①簡単回答！

ホームページ上での回答になりますので、基本的にチェックボックスへのクリックでご回答いただけます。

②誰でも登録！

開業や勤務等の登録区分に関係なく、社労士に登録されている方であれば、誰でも登録できます。

③個人情報保護！

ご回答いただいた情報から、個人が特定できないシステムになっています。安心してご回答ください！

「社労士政策モニター」への登録方法や、調査の内容は裏面以降をご覧ください。

「社労士政策モニター」登録から回答までの流れ

STEP 1 登　録

連合会ホームページ内の「社会保険労務士研修システム」から
「社労士政策モニター」への登録をお願いします。

1．「社会保険労務士研修システム」にログイン
2．ログインしたページの中段にあるアンケート内の
　【社労士政策モニター】「社労士政策モニターの登録について」をクリック
3．クリック先のアンケートに答えていただき、「回答する」をクリック

●回答いただく内容
①登録番号、②氏名、③メールアドレス、④登録区分

以上で「社労士政策モニター」の登録は完了です。

STEP 2 回答依頼

「社労士政策モニター」の皆さまのメールアドレスあてに
調査への回答を依頼します。
※メールの設定等により回答依頼を受信いただけない場合があります。
その場合はホームページまたは本誌等でアンケートの実施状況をご確認ください。

STEP 3 回　答

「社会保険労務士研修システム」から回答をお願いします。

1．「社会保険労務士研修システム」にログイン
2．ログインしたページの中段にあるアンケート内の
　【社労士政策モニター】「○○調査への回答をお願いします。」をクリック
3．クリック先のアンケートに答えていただき、「回答する」をクリック

以上で回答は完了です。

社会保険労務士研修システムへのアクセス方法

①連合会ホームページ「社会保険労務士の皆様へ」（トップページ右上の緑色のボタン）をクリック
　連合会ホームページへは「社労士会」で検索
②「社会保険労務士研修システム」をクリック
③登録番号とパスワードを入力してログイン※パスワードについては③の画面で説明が掲載されています。

「社労士政策モニター」に登録すると何があるの？

「社労士政策モニター」の皆さまからいただいたご意見等は、社労士総研で分析のうえ、連合会の政策に反映させていただくことになりますが、その他にも、登録いただいた皆さまへは以下のとおり、表彰等をさせていただく予定になっています。

①登録者への表彰

一定以上の登録期間があり、かつ、一定数の回答をしていただいたモニターの皆さまへは、社労士制度の充実・発展に寄与していただいたとして、周年事業の際に表彰をさせていただく予定です。

②研究成果の発表

モニターの皆さまからご回答いただいた内容は、社労士総研で分析のうえ、モニターの皆さまを対象に発表させていただきます。

個人情報はどのように管理されるの？

「社労士政策モニター」の皆さまからいただいた個人情報や調査の回答等の情報は、「社労士政策モニター」制度の目的外には使用いたしません。

また、氏名等の個人情報と回答の情報を集計する際には、それぞれのデータの表示が分離するシステムとなっていますので、事務局が回答内容から回答者を特定することはできません。

●情報管理のイメージ

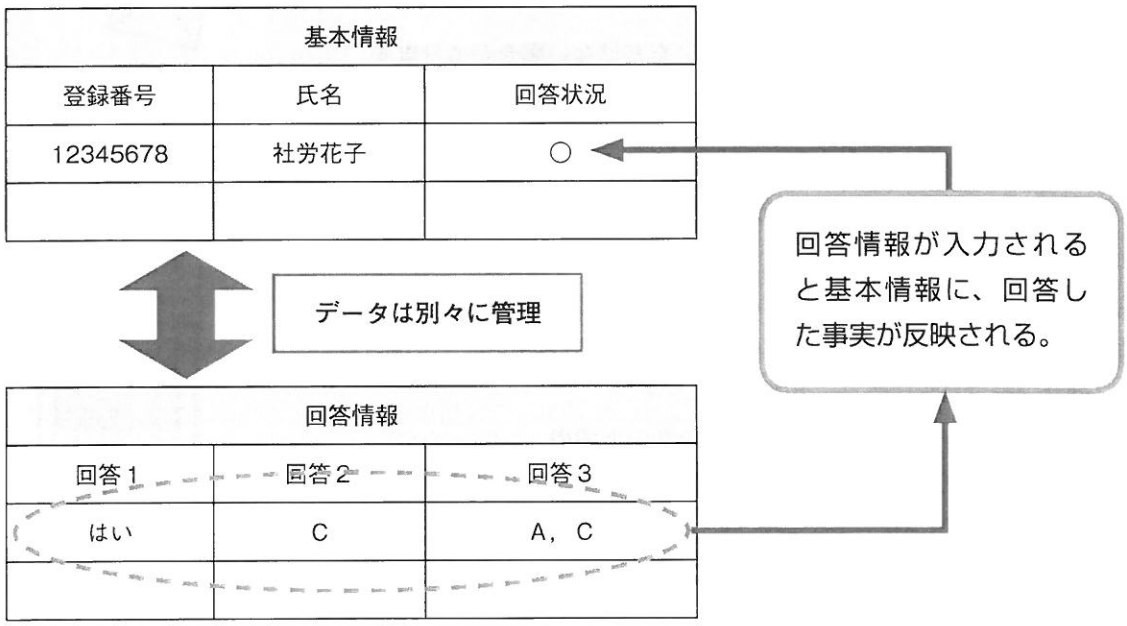

「社労士政策モニター」には誰でもなれるの？

社労士として登録されている会員の方であれば、誰でも「社労士政策モニター」として登録することが可能です。

お一人でも多くの皆さまにご登録いただきますようお願い申し上げます。

※会員権停止や業務停止中の方を除く

「社労士政策モニター」の皆さまにお願いする調査の内容

「社労士政策モニター」の皆さまにお願いする調査は皆さまの業務実態等を伺う基本調査２種類（年次調査、月次調査）と連合会の政策等についてご意見を伺う特別調査の計３種類を予定しています。

ここでは、現在調査予定の内容を紹介します。

※年次調査は本年４月から、月次調査は５月から開始予定

1 紛争解決手続代理業務の実績について（特別調査）

○連合会で現在進めている第８次社労士法改正の実現に向けて、紛争解決手続代理業務の実績等をお聞きします。

【質問例】

①代理業務を行った件数

②代理業務を行った内容（事例）　等

2 社労士事務所の実態について（年次調査）

○連合会の政策を、より一層会員の皆さまの実態に合わせるとともに、事務所の経営力向上に向けた政策を実現するために、社労士事務所の実態をお聞きします。

【質問例】

①事務所の経営の実態

②業務の実態　等

3 顧問先（勤務先）の実態について（月次調査）

○連合会の政策を、直近の経営課題を反映させたものとするために、顧問先（勤務先）の実態をお聞きします。

【質問例】

①顧問先（勤務先）の経営課題

②顧問先（勤務先）の景況感　等

社労士政策モニター制度は、連合会ホームページの「社労士総研ページ」でも紹介していますので、そちらもご覧ください。

▶▶▶社労士総研ページへは……

連合会ホームページ「社会保険労務士総合研究機構」（トップページ中段「連合会の取り組み」内）をクリック

連合会ホームページへは「社労士会」で検索

□お問い合わせ

社会保険労務士総合研究機構　☎03-6225-5013